

仙台市 市民協働事業提案制度 募集要項（自由提案型・テーマ設定型）

令和5年度 協働事業提案を募集します
（事業期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

地域の課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決に向けて取り組む制度です。団体（市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体）の専門性やネットワークを生かし、市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業提案を募集します。



○ 募集事業（詳細は1～5ページをご覧ください）

（1）自由提案型：テーマや分野は問いません

（2）テーマ設定型：

- ①「ICT技術等を活用した町内会運営の効率化・加入促進の取り組み」
- ②「七北田公園における市民協働によるにぎわいの創出」
- ③「市民センターでの障害者の生涯学習推進」
- ④「データに基づいた高等学校等就学支援プログラムの開発と実践

—生活保護受給世帯を中心に—

※ 応募に際しては、「事前相談会」への参加、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）が必要です。

○ 事前相談会（詳細は11ページをご覧ください）

事業提案に関する相談をお受けいたします。事業の概要がまとまり次第、ご参加ください。

○ 担当課との事前打ち合わせ（情報交換）（詳細は12ページをご覧ください）

提案内容について担当課と打ち合わせ・情報交換をしてください。

○ 事業提案書等提出 締切 令和4年9月30日（金）17時 必着

所定の事業提案書等を「市民協働推進課」までご提出ください。（持参又は郵送）

※募集説明会は開催せず、事前相談会等で個別に対応させていただきます。

＜お問い合わせ先、事前相談会のお申込み先、事業提案書等のご提出先＞

※事業提案書は持参または郵送でご提出ください。

仙台市 市民局 市民活躍推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:214-8002 / Eメール: sim004100@city.sendai.jp / FAX:211-5986

目 次

1 募集する事業	1
2 対象となる団体（応募資格）	7
3 事業費	8
4 事業提案から事業実施までの流れ	9
5 事業提案の応募方法	11
6 事業提案に際しての留意点	13
7 事業提案の採択方法	15
8 その他	16
9 Q&A	17

1 募集する事業

仙台市では、地域の課題について、団体（※対象となる団体については7ページをご覧ください）からの提案をもとに、市との協働で解決に向けて取り組むことを目的として、仙台市市民協働事業提案制度を設けております。

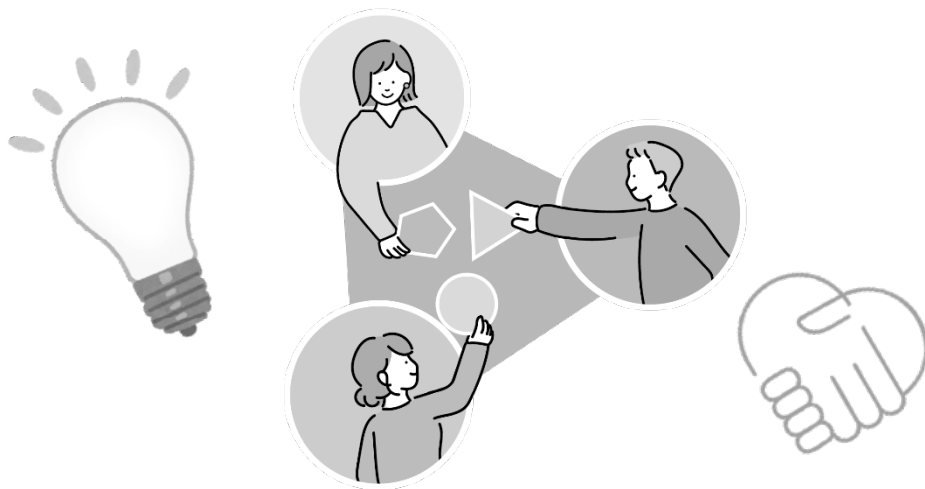
【基礎要件】

当制度で募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取り組みであるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積りが適正であるもの

また、次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの



(1) 自由提案型

① 募集する事業について

テーマや分野は問いませんが、基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。

② 事業期間について

事業期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

ただし、翌年度（令和6年度）一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の提案をいただき、審査を受ける必要があります。

(2) テーマ設定型

① 募集する事業について

市で設定する各テーマに合致し、かつ、実施にあたっての基礎要件（1ページ参照）を満たす事業を募集します。

① 「ICT 技術等を活用した町内会運営の効率化・加入促進の取り組み」

町内会は、その地域にお住まいの住民の方々が相互に親睦を深めながら、防災、防犯、環境美化、福祉など様々な課題の解決を図るために、自発的に取り組んでいる地域コミュニティの中核的組織であり、また、本市の重要な協働パートナーです。そうした地域の中核である町内会の多くが、加入率の低下、役員の担い手不足などの課題を抱えています。さらには、コロナ禍でその活動に大きな制約が生じており、地域内のつながりの希薄化も危惧されています。こうした状況の中、本市としては、地域コミュニティの基盤をより強固なものとするため、町内会が抱える様々な課題の解決を今以上に後押しすることが必要と考えています。とりわけ、今後の持続的な運営に向け、これからの町内会活動を担っていく世代が活動しやすい環境づくりや加入促進策が求められているといえます。

そこで、若い世代をメインターゲットとし、ICT 技術等を活用した町内会運営の効率化および加入促進の取り組みに関する提案を募集します。

こうした取り組みを進めるにあたっては、町内会が直面する具体的な課題やニーズをできる限り拾い上げ、地域活動に携わる方々と協働で取り組みを進めることが重要であると考えます。

ぜひ、中長期的な取り組みも視野に入れた、本市と連携して行える具体的な提案をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、

市民局市民活躍推進部地域政策課 <TEL：214-6129>

※「6 事業提案に際しての留意点」（13ページ参照）及び「9 Q&A」（17ページ以降）もご確認ください。

②「七北田公園における市民協働によるにぎわいの創出」

本市では、公園の有効活用により都市の魅力を向上させること、また、適切な整備・運営管理により公園の価値を維持向上させることを目的に、「仙台市公園マネジメント方針（令和4年3月改定）」を策定し、各種の取り組みを推進しているところです。

事業対象となる七北田公園は広い芝生広場、大型遊具や健康遊具等の各種遊具、野球場や庭球場、体育館等の運動施設、都市緑化ホール、噴水等の様々な施設が整備された面積約22haの総合公園です。駐車場があり、地下鉄泉中央駅から近いこともあり、市内外から多様な世代の方々が訪れています。

その一方で、本公園では市民活動やイベント実施による利用が少なく、また、飲食サービスやドッグラン、アクティブスポーツ等の新たな利用者ニーズへの対応が必ずしも十分にできていないという課題があります。

そこで、市民の皆様が持つ視点や企画力が生かされた、市民の皆様が集い、賑わうイベントの開催を促進する仕組みづくりや新たな公園サービスの提供等、公園の魅力を向上させる事業提案を募集します。

この協働により得られた成果をもとに公園の管理運営体制の構築に取り組んでいきますので、提案をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、
建設局百年の杜推進部公園管理課 <TEL：214-8395>

※「6 事業提案に際しての留意点」（13ページ参照）及び「9 Q&A」（17ページ以降）もご確認ください。

③ 「市民センターでの障害者の生涯学習推進」

本市では、仙台市教育構想 2021 を策定し、誰もが生涯を通じて知識や必要なスキルを学び、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、市民センター等の社会教育施設などを通じ、それぞれのライフステージに応じた学びや交流機会の提供に取り組むこととしております。

その中でも、障害者の生涯学習については、様々な地域の団体の皆さま等と協働して取り組むことが重要です。(平成 31 年 文部科学省「障害者の生涯学習の推進方策について」より)

市民センターにおいても今後、障害のある方に対する学習や文化活動の機会の提供を、さらに充実させていく必要があると考えております。

そこで、障害者の生涯学習機会の拡大につなげるモデル事業の提案を募集します。生涯学習支援センターを中心とした市民センターと協働で、障害がある方が自ら学ぶ機会と、障害のある方もない方も共に学ぶ機会を創出し、市民センターを含めた各団体間のネットワークの構築を図る事業を想定しております。

この取り組みで得られた成果を基に、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて取り組んでいきますので、中長期的な取り組みも視野に入れた具体的な提案をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、
教育局生涯学習支援センター <TEL：292-4875>

※「6 事業提案に際しての留意点」(13 ページ参照) 及び「9 Q&A」(17 ページ以降) もご確認ください。

④「データに基づいた高等学校等就学支援プログラムの開発と実践

—生活保護受給世帯を中心に—

貧困状態が親から子へと連鎖するということは、解決すべき課題です。生活保護受給世帯では、母子世帯のうち3割の世帯主の母親が生活保護を受給していたという先行研究もあります。そのため、子の高等学校進学援助・中退防止を通じて生活保護受給世帯の子の自立を支援する必要があります。

現状では、仙台市の福祉事務所で令和3年1月から被保護者健康管理支援事業として、生活保護受給者の健康の現状・課題把握により、データに基づいた疾病予防や重症化予防を推進しています。しかし、生活保護受給世帯の学生を対象としたデータの利活用ができていない状況です。高校生等は様々なニーズや困難を抱えており、進学援助・中退防止のサポートをするには個々人の特性に合わせて取り組むことが必要であると考えております。

そこで、高校生等の抱える様々なニーズや困難をデータに基づき「見える化」した上で課題を抽出し、課題ごとに適切な支援プログラムを開発していきたいと考えております。市民の皆様視点で保護課と協働しながら、データ分析から高校生等の支援プログラムの開発・実践に取り組む事業の提案をお待ちしております。

※設定テーマに関するお問い合わせは、
泉区保健福祉センター保護課〈Tel：372-3111〉

※「6 事業提案に際しての留意点」（13ページ参照）及び「9 Q&A」（17ページ以降）もご確認ください。

② 事業期間について

事業期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

ただし、翌年度（令和6年度）一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の提案をいただき、審査を受ける必要があります。

(3) 過去数年の実施事業例 ※担当部署名は実施当時のもの

<令和3年度実施>

- ・「SNSによる相談支援と地域の子どもの居場所づくりによる多様なアウトリーチ事業」
担当課：子供未来局子供家庭支援課
- ・「父親の家事・育児参加推進事業」
担当課：市民局男女共同参画課
- ・「肴町スモールエリアマネジメントに向けた社会実験 ～肴町公園を活用した都市の魅力向上と都市型コミュニティの醸成～」※令和2年度より継続
担当課：都市整備局都心まちづくり課
- ・「『仙台を花の街に』計画」※令和2年度より継続
担当課：建設局百年の杜推進課

<令和2年度実施>

- ・「自転車を楽しむ『ファンライド』調査・発信事業」
担当課：市民局自転車交通安全課
- ・「肴町スモールエリアマネジメントに向けた社会実験」
担当課：都市整備局都心まちづくり課
- ・「花降るペDESTリアンデッキ」
担当課：建設局百年の杜推進課
- ・「『ふれあい広場』連携拠点の試行による青少年の居場所に対するニーズの実証事業」
担当課：子供未来局子供相談支援センター ※令和元年度より継続
- ・「客引き対策（仙台市客引き行為等の禁止に関する条例）の実効性を高めることを目的とした『客引きを利用しない国分町のにぎわいづくり』」※令和元年度より継続
担当課：市民局市民生活課

<令和元年度実施>

- ・「客引き対策（客引き規制条例）の実効性を高めることを目的とした『客引きを利用しない国分町のにぎわいづくり』」
担当課：市民局市民生活課
- ・「『ふれあい広場』連携拠点の試行による青少年の居場所に対するニーズの実証事業」
担当課：子供未来局子供相談支援センター
- ・「荒井駅を起点とする仙台東部エリア集客・交流促進事業」
担当課：若林区まちづくり推進課
- ・「多様な性のあり方の理解と課題の可視化について多様な協働の場を創出する事業（にじいろ協働事業）」※平成30年度より継続
担当課：市民局男女共同参画課

詳細やその他事業については、仙台市ホームページで確認できます。

<http://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/jisshijigyo/sedo/index.html>



2 対象となる団体（応募資格）

市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 原則として、1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に行っていること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納のないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

3 事業費

(1) 経費負担

① 負担割合等

採択事業の経費は提案団体と市が双方で負担することとし、そのうち市の負担額については市の予算の範囲内で全体事業費の10分の9以内とし、かつ、1事業あたり300万円を限度とします。

<参考> 直近3ヶ年は、最大5事業を採択し、1事業につき1年あたり約200～300万円の予算措置を行いました。

② 労力換算額の算入

提案団体の負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を提案団体の労力換算額として算入することができます。

例) 全体事業費200万円の場合

提案団体の負担額は20万円以上必要。自己資金が10万円の場合、無償の労力をその実態に応じ10万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです(1人1時間あたり500円として換算します)。

(2) 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など(税込2万円未満の物品等に限りです)
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など

(3) 対象とならない経費

提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品(税込2万円以上の物品)の購入費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費

4 事業提案から事業実施までの流れ

※新型コロナウイルス感染症等の影響で、変更になる場合があります。
 ※今年度の募集説明会は開催せずに、個別の問合せ対応とさせていただきます。



- | | |
|-------------------------------|---|
| ・ 協定締結
(令和5年4月) | : 令和5年度予算発効後、採択候補団体と市が協定を締結します。協定内容に基づき、市から事業実施負担金が支払われます。 |
| ・ 事業実施
(令和5年4月～) | : 事業実施にあたっては、団体と市担当課が互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。 |
| ・ 中間報告
(令和5年9月頃) | : 事業実施状況等について、中間期に団体から一般公開による報告を行います。 |
| ・ 事業報告・評価
(令和6年9月頃) | : 事業実施後は、報告書等を作成します。それをもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・市ともに振り返り、評価を行います。 |

5 事業提案の応募方法

(1) 事前相談会への参加 ※事業提案には、事前相談会の参加が必要です。

市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に係る担当課）の職員が事業提案に関する相談を受け付けます。事業の概要がまとまり次第、必ずご相談ください。

①日 時：下記表の○または■からお選びください。

	8/9	8/18	8/21	8/22	8/25	8/26	8/27	8/29	8/31
	火	木	日	月	木	金	土	月	水
午前（10時～12時）	○	○				○	○		○
午後（14時～16時）	○	○	○	○	○	○		○	○
夜間（18時～20時）				○	■			■	

	9/1	9/2	9/5	9/6	9/8	9/12	9/15	9/16
	木	金	月	火	木	月	木	金
午前（10時～12時）	○	○	○				○	
午後（14時～16時）	○	○	○		○	○	○	
夜間（18時～20時）				■	■	■		○

※最大1時間程度 ※「■」は19:00～

②実施方法：対面またはオンライン（ZoomかWebex）で行います。

対面の場合の会場：仙台市市民活動サポートセンター

（仙台市青葉区一番町四丁目1番3号）

③申込方法：市民局市民協働推進課へ、希望日の2日前（土日を除く）までに「相談予約票」に必要事項を記入の上、EメールまたはFAXでお申込みください。

※「相談予約票」は仙台市ホームページからダウンロードできます。

※やむを得ない事情により事前相談会に参加できない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。

事前相談会のお申込み先

【仙台市 市民局 市民協働推進課 あて】

Eメール：sim004100@city.sendai.jp FAX：022-211-5986

(2) 担当課との事前打ち合わせ（情報交換）

※事業提案には、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）が必要です。

事業提案書等の提出前に、提案内容について担当課と打ち合わせ・情報交換を必ず行ってください。事前相談会への参加前でも結構です。担当課が不明な場合は、市民協働推進課より紹介いたします。

(3) 事業提案書等の提出

事前相談会への参加、担当課との事前打ち合わせ（情報交換）の後に、以下の提出書類を市民協働推進課までご提出ください。（持参又は郵送）

<提出書類>

- ①事業提案書（第1号様式）
- ②団体概要書（第2号様式）
- ③事業収支予算書（第3号様式）
- ④提案する団体に関する次の書類
 - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
 - ・役員名簿及び会員名簿
 - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
 - ・市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は
市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
 - ・誓約書（第5号様式）

※各様式は市民局市民協働推進課（仙台市青葉区二日町 1-23 アーバンネット
勾当台ビル2階）にて配布します。

また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r5teianbosyu.html>

<提出締切> 令和4年9月30日（金）17時（必着）

<受付時間> 9時～17時（土・日・祝日は除く）



6 事業提案に際しての留意点

- ・課題の把握を的確に行うとともに、事業目的を明確に設定し、課題解決が見込まれる事業内容となるように注意してください。
- ・協働を想定する市の担当課に対して期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。
- ・特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、日頃の活動・アンケート調査等で把握しているニーズや市政情報等から得られる情報に基づいて、具体的に記入してください。（詳しくは事業提案書（第1号様式）記載例をご覧ください）

市の施策の方向性や概要は「仙台市基本計画（令和3年度～令和12年度）」「仙台市実施計画（令和3年度～令和5年度）」

(<https://www.city.sendai.jp/machizukuri-kakuka/shise/zaise/kekaku/sogo/index.html>) を参照してください。

テーマ設定型の事業提案に際しては、下記も参考にしてください。

①「ICT技術等を活用した町内会運営の効率化・加入促進の取り組み」

※参考「仙台市協働まちづくり推進プラン2021」

本プランにおける【分野3 多様な主体による活動の促進に関する事項】の一つとして、3-(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進を掲げています。

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shingikai/kekaku/plan.html>

②「七北田公園における市民協働によるにぎわいの創出」

※参考「仙台市公園マネジメント方針」

<https://www.city.sendai.jp/hyakunen-koen/koen-management-housin.html>

③「市民センターでの障害者の生涯学習推進」

※参考「仙台市教育構想2021」（P49 学びにつながる支援の充実）

<https://www.city.sendai.jp/kyoiku-somu-chose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/shisaku/basic/kyouikuplan.html>

※参考「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」

（仙台市社会教育委員の会議、令和3年9月）

<https://www.city.sendai.jp/kyoiku-kikaku/kikaku/tousin.html>

※参考「障害者の生涯学習の推進について」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm

④「データに基づいた高等学校等就学支援プログラム開発と実践－生活保護受給世帯を中心に－」

※参考「つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン」

本市における子どもの貧困を取り巻く状況の改善に向け、計画期間（平成30年度から令和4年度）に本市が取り組む施策の実施状況について公表しています。

<http://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hinkon/plan/plan.html>

7 事業提案の採択方法

(1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

※新型コロナウイルス等の影響で、変更になる場合があります。

<市民協働事業提案制度検討会>

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

(2) 事業採択基準

一次審査、最終審査ともに、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

(3) 採択予定事業数

自由提案型：予算の範囲内とします

テーマ設定型：予算の範囲内で、1つのテーマにつき1事業とします

(4) その他

事業内容の詳細や事業期間、事業費については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、提案団体と協働を担当する課等が協議し、調整を行う場合があります。

8 その他

(1) 実施報告及び事業費の精算

事業終了後に以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに事業費を確定し、精算を行います。

<提出書類>

- ①事業実施報告書（第6号様式）
- ②事業概要書（第7号様式）
- ③収支決算書（第8号様式）
- ④対象経費支出に関する領収書の写し

事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

(2) 事業費の支出について

本来は、事業がすべて完了した後でなければ、負担金の支払いを請求することができませんが、事業の性格上、事業完了前に支払わなければならない経費（例えば、会場使用料など）については、市と協議のうえ、事業完了前に当該経費分の負担金について支払いを請求することができます。

この場合、事業終了後の精算手続きにより、市へ返金する場合があります。

※本制度に関する詳細は、仙台市市民協働事業提案制度実施要綱をご覧ください。
(仙台市ホームページをご参照ください)

9 Q&A

募集事業について

Q 1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A 1 事業の実現性などの点から1団体1提案とします。

Q 2 基礎要件を満たしていれば、団体が地域課題把握を目的とする「調査」も募集対象となるのか。

A 2 基礎要件を満たした上で、事業効果を高めるために必要な地域課題の検証、調査を行うものであれば対象となります。(調査・検証のみの提案は不可)

対象となる団体について

Q 3 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A 3 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q 4 個人での提案はできないのか。

A 4 市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行うには一定規模の組織体制が必要と考えますので、個人は対象外となります。

Q 5 複数の団体が連携して組織した団体（連携団体）として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。

A 5 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する団体が1年以上継続して活動しているのであれば、連携団体の活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

事前相談会について

**Q 6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容に
関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行くのか。その際は団体が
申し込みを行うのか。**

A 6 市民活動サポートセンタースタッフと市民協働推進課（必要に応じて提案内容
に
関係する担当課）の職員への相談は、事業提案書の提出前に行います。提案内容
をより具体的で実現性の高いものとするために、事前相談を必須としております。
団体から市民局市民協働推進課に事前に申し込みをしてください。（詳細は11ページをご覧
ください）

事業費等について

Q 7 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A 7 自己資金が少ない(事業費総額の10分の1に満たない)場合でも事業提案が可
能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q 8 「無償の労力の労力換算額」を1時間あたり500円とするのはなぜか。

A 8 本制度では、事業費の10分の1以上の団体負担額が必要ですが、自己資金の
ほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1人1時間当たり500円と換算し
て団体負担額に算入することができます。無償で提供された労力がいくらに相当す
るかは事業や活動の内容に応じて異なること、労働とはならない労力提供に対して
謝礼を支払う慣行もあること、他都市における同様の制度などを考慮し、上記の換
算額とみなしています。

また、事業の人件費についてですが、1人1時間当たり500円としなければなら
ないという趣旨ではなく、雇用契約を締結して賃金を支払い、または、ボランティア
スタッフに謝金等を実際に支払うのであれば、その額を事業費（支出）の中に計上し
ていただくこととなります。

なお、この労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される労働ではな
い活動を対象にしており、最低賃金の考え方とは関係がありません。

**Q 9 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案で
きるか。**

A 9 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件
等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、市の他の
助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

**Q 10 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるの
か。**

A 1 0 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

Q 1 1 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するというのか。

A 1 1 原則として、一度事業費をお支払いし、事業終了後に精算します。未使用分および事業経費として認められない分は、市へ返金していただきます。

Q 1 2 事業は4月からのスタートを想定しているが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A 1 2 支出経費は事業期間内（事業対象年度）に、実施・支払いが行われるものだけに限り計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q 1 3 収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A 1 3 自己資金として事業費に充てていただいてもかまいません。ただし、支出合計額を収入合計額が上回り、収益となった場合は、団体と市の負担金額の割合に応じて精算に向けて協議していくこととなります。また、本事業に対する寄付があった場合も同様です。詳細につきましてはご相談ください。

その他

Q 1 4 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A 1 4 事業実施にあたって、締結する協定において、成果物の帰属について規定し、必要に応じて細部について協議していくこととなります。

Q 1 5 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。

A 1 5 「地域」の範囲は行う事業によって異なります。【仙台市】全域を対象とする事業であれば「地域」は【仙台市】となりますし、各区や各町内会を対象とする事業であれば「地域」は各区や各町内会となります。

テーマ設定型①「ICT 技術等を活用した町内会運営の効率化・加入促進の取り組み」につ

いて

Q 1 6 「ICT 技術を活用した」取り組みとあるが、こういったものであれば募集対象となるか。

A 1 6 町内会の運営効率化・加入促進につながるアプリケーション開発など、テーマに資する内容であれば幅広く募集対象となります。ただし、市との協働で課題解決に向けて取り組むことが必要となります（例：市民参加型でアプリケーションに必要な機能等を考え、考案する取組等）。また、中長期的な取り組みを視野に入れた

ICT技術の活用のための課題把握（町内会等へのヒアリングなどの調査研究やワークショップ）なども募集対象となります。

※「調査」の提案にあたっては、Q2でご案内しているとおり、基礎要件を満たした上で、事業効果を高めるために必要な地域課題の検証、調査を行うものであれば対象となります。（調査・検証のみの提案は不可）

Q17 町内会運営の効率化と担い手確保のどちらの提案でも募集対象となるのか。

A17 ICT技術等を活用した事業の実施により、町内会運営の効率化から、若い世代の町内会への参画に繋がることも期待されるため、いずれの課題も幅広くとらえていただいてもかまいません。

**Q18 メインターゲットの「若い世代」とは、具体的にどの年代を想定しているか。
また、なぜ「若い世代」をメインターゲットとするのか。**

A18 40～50代の現役世代や、子育て中の世代などをメインターゲットとして想定しています。多くの町内会が加入率の低下、また役員の担い手不足などの課題を抱えている中であって、今後の持続的な運営に向け、ICT技術を活用し、こうした世代が活動に参加できる仕組みが鍵となると考えています。若い世代の方々が他の世代に対し、町内会運営の効率化等に資するICT技術を広めていただくことで、町内会全体への波及を想定しています。

テーマ設定型②「七北田公園における市民協働によるにぎわいの創出」について

Q19 どのような事業であれば応募対象となるか。

A19 以下のような事業例を想定していますが、事業例以外のものであっても設定したテーマに資する内容であれば応募対象となります。

例① イベント開催促進に向けた仕組みの提案・実施

例② SNS等を活用した公園情報の発信・広報活動

例③ 公園内でのイベント開催希望者への相談支援

例④ 上記の取り組みを踏まえた公園の運営管理手法の調査及び改善策の検討

Q20 提案事業の実施にあたり、市の許可等は必要になるのか。

A20 基本的に申請・許可等は必要になります。

Q21 七北田公園に工作物の設置を行うことも可能か。

A21 担当課と協議の上、公園の管理運営に支障がないと判断される場合には可能とします。

テーマ設定型③「市民センターでの障害者の生涯学習推進」について

Q 2 2 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 2 2 障害がある方々を対象とする事業、もしくは障害がある方々を中心とした障害がない方々も参加できる事業が対象となります。内容はQ 2 3を参考にしてください。会場は原則として仙台市生涯学習支援センターになります。

Q 2 3 「生涯学習」とは何か。

A 2 3 文部科学省では、「人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習」としています。（「平成28年版文部科学白書」より）今回は仙台市生涯学習支援センターを会場とすることとし、学校教育における学習は想定していません。

Q 2 4 対象となる障害者はどのような方々を想定しているか。

A 2 4 障害の程度、区分及び年齢は問いません。特定の障害に限らず、様々な障害のある方々が参加できる企画の提案をお待ちしております。

テーマ設定型④「データに基づいた高等学校等就学支援プログラムの開発と実践—生活

保護受給世帯を中心に—」について

Q 2 5 どのような事業であれば応募対象となるか。

A 2 5 データ分析のみにとどまらず、支援プログラムの開発および実践までを見据えた事業の提案をお待ちしております。Q 5にもあるとおり、他団体と連携して提案していただくことも可能です。